

実証施設に係る要件について

平成25年4月12日施行

前橋市汚染土壌処理施設等の事前協議等に関する規程第2条第8号における実証施設に係る要件を次のとおり定める。

- 1 実証施設は、土壌汚染対策について研究開発を行うための施設、並びに土壌汚染対策を行うために必要な試験を行うための施設等であって、次の要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 研究開発及び試験（以下「試験等」という。）を行う協議者は、実証施設を稼働させる者であって、試験等に供する汚染土壌（試料）の提供者が異なる場合は、共同して試験等を行う協議者となることができる。
 - (2) 試験等に供する汚染土壌（試料）は、自己の汚染土壌であるか又は他人から有償で購入若しくは無償で贈与されたものであって、協議者以外の他人からいかなる名目の料金又は資金の提供を受けてはならないこと。
 - (3) 試験等の安全性等を評価するために、必要最小限の規模及び必要最低限の試験等の期間が定められていること。
 - (4) 試験等に関する基礎的なデータが確立されており、試験等の具体的な目的、方法及び評価方法が定められていること。
 - (5) 汚染土壌を処理する上で、安全かつ確実な処理が可能な技術的水準に達していること。
 - (6) 試験等開始後は、毎月の試験内容を翌月10日までに市長に報告し、試験等終了後は、試験等終了の翌月末までに試験等で得られた結果及び評価について市長に最終報告を行うこと。
 - (7) 試験等を行った後の汚染土壌は、協議者が排出者となり、法に定める基準に従って適正に処分されるものであること。
 - (8) 試験等終了後は、実証施設及び関係施設（以下「実証関係施設」という。）はすべて撤去し、設置前の原状の状態に戻すこと。ただし、実証関係施設を処理施設として使用する予定である場合には、改めて事前協議を提出するとともに、手続が終了するまでの間、実証関係施設を稼働できないよう必要な措置を講じること。
- 2 前項に関わらず、協議者以外の者による試験等、事前協議と異なる試験等期間、試験等場所、汚染土壌（試料）試験等の方法、試験等の報告の怠り又はデモンストラーションの行為は、試験等と見なさず、原則として汚染土壌処理に該当するものとする。
- 3 市長は、前項に該当する行為と判断した際には、群馬県警察本部長に対し情報を提供するものとする。

